



8月は『電気使用安全月間』です

事業者各位

令和7年5月

(公社)京都労働基準協会 園部支部

【法定特別教育】

低圧電気の取扱業務に係る特別教育の開催について

労働安全衛生法では労働者の安全と健康の確保をはかるため、一定の危険有害業務に係る特別教育の制度を定めています。この特別教育の対象業務に①配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務 又は②低圧の充電回路の敷設若しくは修理の業務があり、この業務に労働者を就業させるときは、事業者は当該業務に係る特別の教育を受講させなければなりません。

この度、上記①の充電部分が露出している開閉器の操作の業務について、下記により特別教育を実施しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 対象業務** 上記①の「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうちで充電部分が露出している 開閉器の操作の業務」(直流・750 ボルト以下、交流・600 ボルト以下の低圧電気)
※注意点 上記②の「低圧の充電回路の敷設若しくは修理の業務」については、この特別教育を受けた者に対して、別に低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について6時間以上の実技教育を行なえば当該業務の特別教育を修了した事になります。
- 講習日時** 令和7年8月4日(月) 午前9時～午後6時
- 講習会場** 口丹波勤労者福祉会館 南丹市八木町西田金井畠9 第2会議室 TEL 0771-42-5484
- 講習科目**
 - ・学科 (1) 低圧の電気に関する基礎知識、(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識、(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法、(5) 関係法令
 - ・実技 低圧開閉器の操作、絶縁用保護具の着用方法、充電回路の防護方法(1時間)
- 修了証の交付** 所定の科目、時間を受講された方には修了証を交付します。
- 受講料** 会員 9,900 円 (消費税込) 非会員 12,100 円 (消費税込)
テキスト代 770 円 (消費税込)
※ 受講申込み後の受講料の返還は致しませんのでご了承願います。
- 定員数** 30名(定員になり次第締め切ります)
- 申込方法** 裏面の受講申込書に所定事項記入の上FAX・郵送または園部支部へお申込み下さい。
後日、受講票と請求書を発送させていただきます。
振込先◇京都銀行 園部支店 普通 4052140
◇京都信用金庫 園部支店 普通 0741609
口座名義 公益社団法人 京都労働基準協会園部支部
- 申込先** 南丹市園部町新町49-1
(公社)京都労働基準協会 園部支部 TEL 0771-62-3220